平成２１年（フ）第１８６０号
広島県呉市焼山中央３丁目17番１―506号、申立時の住所広島市安佐南区大町東１丁目17番20―12―103号ハイツ西本Ｂ棟
債務者　岡野　泰成
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８６１号
広島県呉市焼山中央３丁目17番１―506号、申立時の住所広島市安佐南区大町東１丁目17番20―12―103号ハイツ西本Ｂ棟
債務者　岡野絵理花
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０１４号
広島市西区横川町１丁目７番11―1305号
債務者　米田　祐子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１９７号
広島市南区西蟹屋４丁目３番31―301号
債務者　古城記美子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２０２号
広島市東区牛田南２丁目３番34―1001号
債務者　小笠原　昇
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２２３号
広島市中区河原町11番21号
債務者　由田　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７７号
広島市佐伯区海老園２丁目５番８―401号
債務者　星野　初男
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９７号
広島市西区天満町18番14―402号
債務者　田中慎二郎
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１３号
広島市安佐南区相田５丁目35番13号
債務者　佐藤　　晃
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４９号
広島市東区牛田早稲田４丁目13番１―101号
債務者　濱本　明司
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３号
広島県三原市小泉町22番地２
債務者　本谷　慎悟
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第３２７号
徳島県板野郡北島町鯛浜字西中野99番地７
債務者　山側利比公
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１９号
徳島県名西郡石井町石井字城ノ内381番地１曽我団地748号
債務者　實平ひとみ
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２７号
徳島市末広４丁目１番３―606号
債務者　河合真由美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３５号
徳島市南島田町２丁目80番地―２号
債務者　吉田　宏行
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７号
徳島県吉野川市鴨島町上下島448番地２
債務者　横山　優子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８号
徳島市北田宮４丁目12番14号
債務者　上田　進一
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３５号
愛媛県松山市千舟町８丁目72番地１　シャンボール第二千舟1103号
債務者　向井奈津美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　松山地方裁判所